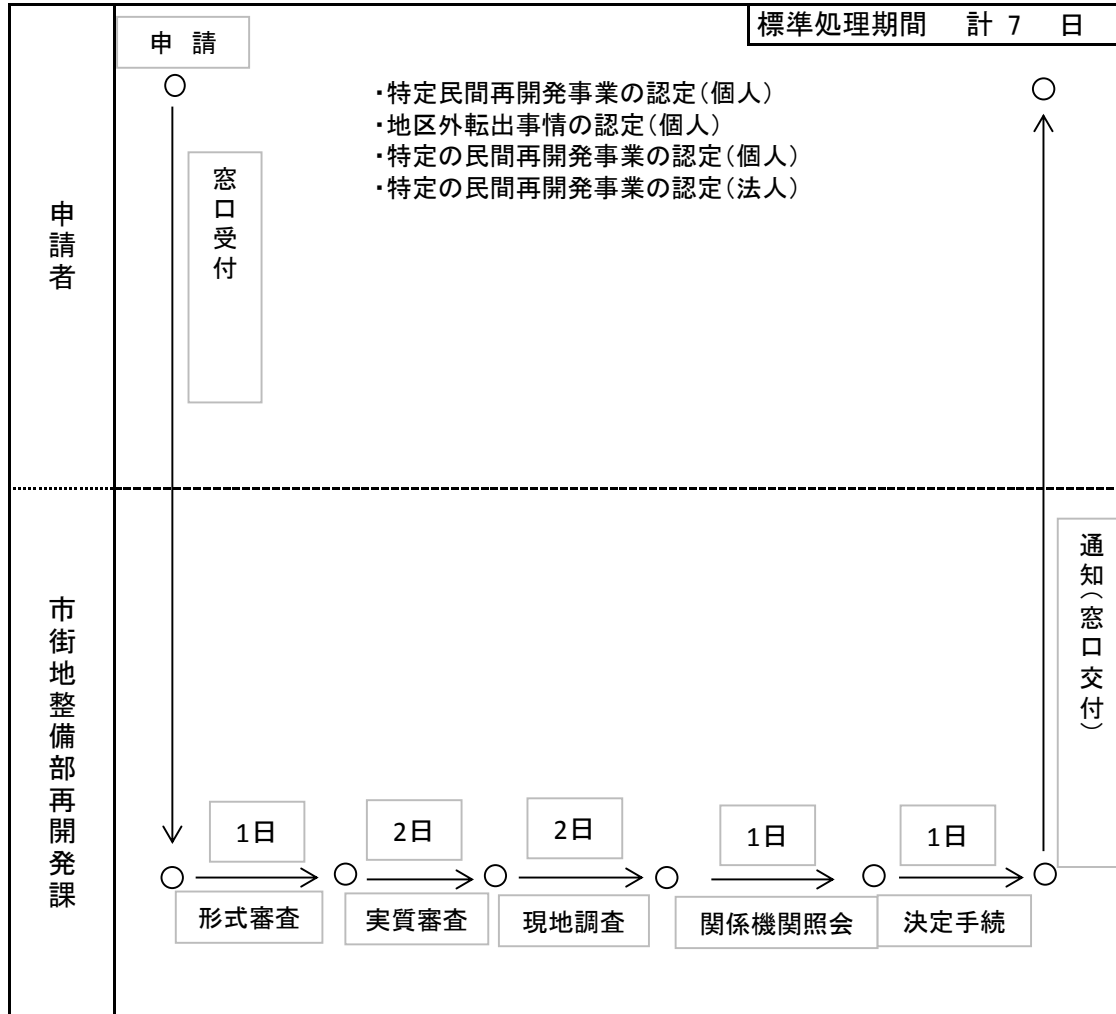


事務処理フロー図

事務名 租税特別措置法／特定民間再開発事業等の認定

作成部署 都市整備局市街地整備部再開発課民間再開発係 電話 31-271

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について特定民間再開発事業等の認定に係る審査基準を満たしているかどうかを審査します。
3	現地調査	申請地の現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
4	関係機関照会	申請内容について疑義がある場合国土交通省に照会します。
5	決定手続	認定の諾否について、決定します。
6	通知	申請者に通知します。